

令和2年5月8日

動物取扱施設 代表者 様

沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部長
沖縄県知事 玉城 デニー

新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る対応の延長について(お知らせ)

平素より、動物愛護管理行政の推進にご協力いただき、御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、令和2年4月24日付け動愛第32号でご協力をお願いしたところですが、県では、新型コロナウイルスの感染拡大防止に全力で取り組むため、5月5日に本県の緊急事態措置の延長を決定したところです。

つきましては、「特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県実施方針」に基づき、動物の愛護及び管理に関する法律第10条(第一種動物取扱業)、第24条の2(第二種動物取扱業)に該当する施設のうち、下記に該当する施設におかれましては、同ウイルスの感染拡大防止に引き続きご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、今後、緊急事態措置が更に延長された場合、同実施方針に基づき感染拡大防止にご協力いただきますようどうぞよろしく願いいたします。

記

1. 該当施設

(1) 集会・展示施設: 水族館、動物園等

- ① 床面積の合計が1,000平方メートル超の施設については、施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請します。
- ② 床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設については、施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を求めます。

(2) 商業施設: ペットショップ(ペットフード売り場を除く)、ペット美容室(トリミング)等

上記1.(1)①、②と同様。ただし、100平方メートル以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を求めます。

(3) その他: ペットホテル等

適切な感染防止対策の協力を要請します。

2. 対象期間 令和2年4月23日～令和2年5月20日

(留意事項)

- (1) 緊急事態を措置する必要がなくなつたと認められるときは、期間内であっても速やかに緊急事態措置を一部緩和あるいは解除を検討します。
- (2) 大型連休中の県外等からの渡航者による感染拡大を抑止するため、施設等への休業要請は5月20日まで実施し、県内の感染状況や医療提供体制の確保状況等や専門家会議による分析等を踏まえ、必要な感染防止策を講じることを前提に要請解除を検討します。

3. その他

「新型コロナウイルス感染症沖縄県緊急事態宣言を受けた沖縄県実施方針(5月5日変更)」(<https://www.pref.okinawa.lg.jp/20200422.html>)を参照。

4. 新型コロナウイルス感染症についてのお問い合わせ先

- (1) 対応コールセンター(予防・検査・医療に関するご相談、24時間対応)
電話098-866-2129
- (2) 沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部
電話098-866-2014
(その他、緊急事態措置等に関するご相談)
平日:8時30分～17時、休日・祝日:9時～17時)
- (3) 事業者への新たな支援に関すること(休業協力金など)
 - ① 商工労働部産業政策課(認可外保育園除く) 電話098-866-2330
 - ② 子ども生活福祉部子育て支援課(認可外保育園) 電話098-866-2457
- (4) 本お知らせに関すること
沖縄県動物愛護管理センター 電話098-945-3043

(参考)

環境省自然環境局動物愛護管理室発(令和2年4月17日付事務連絡 別添(抜粋))

①事業所等において預かりをする際の情報

- ・東京都獣医師会

「新型コロナウイルスに感染した人が飼っているペットを預かるために知っておきたいこと
(Ver.1)」

<https://www.tvma.or.jp/public/2020/04/post-72.html>

「飼い主さんに向けて(新型コロナウイルスQ&A)」

<https://www.tvma.or.jp/public/2020/04/post-66.html>

②その他情報

- ・環境省

「新型コロナウイルス関連情報(ペットを飼っている皆さま、ペット関連事業者のみなさまへ)」

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/coronavirus.html

- ・厚生労働省

「動物を飼育される方向けのQ&A」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/doubutsu_qa_00001.html#Q1